

松江市  
公園愛護活動のてびき



令和8年4月

都市整備部 公園緑地課

## はじめに

市内には、小さな公園から大きな公園まで、約400の公園があります。

これらの公園管理は、公園管理者である松江市だけでなく、公園周辺の地域の皆様方の協力が必要です。

公園は、憩いと安らぎを与えてくれる最も身近な地域の財産です。そんな公園をもっと身近なものにする活動が「公園愛護活動」です。

子どもから高齢者の方まで、地域が一体となって公園を自分の庭のように可愛がって育てていく活動です。地域の皆様方には、花を育てたり、草取りをしたり、活動をとおして公園への愛着や、人と人との交流が生まれる公園にしていだきたいと考えています。

「楽しいことがいっぱいある公園」そんな公園がたくさんできるよう、市としても公園愛護活動を支援していきます。

この手引きは、公園愛護団体の結成から、活動内容などの手続きを紹介し、「誰もが、愛着を持って、安心して憩える公園の維持管理をする」ために作成したものですので、活用していただきますようお願いいたします。

## 目 次

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1. お願いすること      | 1 |
| 2. 公園愛護団の結成について | 4 |
| 3. 活動への支援について   | 5 |
| 4. 活動中の保険について   | 7 |

# 1. お願いすること

## ①公園内の除草作業を年2回以上お願いします。

除草の一番の目的は、雑草を取り除くことで公園内の見通しをよくし、公園の美観を確保することです。また、害虫の発生を防ぐこともできます。

生育が活発になる春から夏にかけては、応援を募るなど、たくさんの人数で出来るだけ短時間に終わるように工夫することがポイントです。

○除草の範囲は、公園内にはフェンス等の外柵施設が設置してあり、このフェンスの外周及び園内が除草や清掃を行う範囲となります。

○除草方法は、草刈り機や草刈り鎌を使用する刈取り作業及び草を引き抜く抜根作業で行います。除草回数は、草の成長に合わせ最低でも年2回以上行ってください。

### 注意

①草刈り機を使用する場合は、他の住民の立入防止の範囲や、刈り進む方向の確認と飛石によるケガや民家の窓のガラスの破損などが無いよう、十分注意して行ってください

②除草剤は散布しないでください

○除草くずは、できるだけゴミ袋（※ゴミ袋は、数に限りがありますがお渡しできます）に入れてください。量が多い場合には、運搬車に搬入しやすい場所に集めておいてください。

○公園緑地課公園管理係（５５－５３７７）まで連絡していただければ、近日中に回収します（時期が重なるため、日数を頂く場合もありますのでご了解ください）。

○公園内の植栽の簡単な手入れは、出来る範囲内でお願いします。

○中高木の剪定や低木の刈込み、病虫害の駆除等は、随時、市で実施します。

なお、高木の枯れ枝・支障枝の伐採などの対応が必要な場合、また、病虫害の発生を確認された場合は公園緑地課公園管理係（５５－５３７７）まで連絡してください。

○除草の際、なるべく土を落とさせていただきますようにお願いします。

## ②公園内の清掃をお願いします。

いつもきれいな公園は、近所の方々のおしゃべりの場になったり、子どもたちが遊びにやってきましたり、地域の皆様のコミュニティを育む場となります。愛護活動によって、いつもきれいにさせていただくことで、誰もが安心して利用できます。

○ゴミは、可燃物と不燃物に分別しゴミ袋に入れて、公園内の出入り口付近に集めていただき、公園緑地課公園管理係（５５－５３７７）まで連絡してください。

近日中に回収します。

③公園内の施設（遊具等）の安全点検を年1回以上行っていただき、異常等があれば報告してください。

安全点検は、公園利用者が安全に園内で活動できるよう、事故等の発生を事前に防ぎ、常に危険のない状態を確保することにあります。

松江市では、毎年定期的に公園施設の点検や修理を行っていますが、いたずらや破損行為、思いもつかない利用の仕方によるケガ等については、完全に防ぐことができません。

公園愛護団体の皆様の日ごろの活動の中で、遊具の簡単なチェックや、子どもの遊びを見守ってください。また、大きな地震や大雪・大雨等のあと、公園に異常が見られましたら、速やかに公園緑地課公園管理係（55-5377）へご連絡ください。

#### 遊具等の日常のチェックポイント

- 遊具に破損や腐食、ゆがみ、傾きはないか。
- 遊具がおおきくガタガタゆれないか。
- 遊具のボルトのゆるみはないか。
- とがった角やささくれが生じていないか。
- 柱の根元のコンクリートが地面からむき出しになっていないか。
- 遊具の周りにガラス、石などの異物が放置されていないか。

#### 子どもたちの遊びの見守りポイント

- かばんやマフラーなど、引っかかるものをつけて遊んでいないか。
- 手袋をつけて遊んでいないか。
- 脱げやすい靴をはいて遊んでいないか。
- 幼児が適正な年齢の遊具で遊んでいるか。
- 危険な遊びをしていないか。



## 2. 公園愛護団体の結成について

①公園愛護団体は、どのようにして結成すればいいですか。

自治会・町内会・子ども会・老人会などの地域の方で話し合っ  
て結成する気運が生まれた時に、公園緑地課公園整備係(55-5369)に連絡してください。

結成される場合は、会長を決めて「松江市公園愛護団設立申請書」(第1号様式)を提出してください。なお、継続される場合は松江市公園愛護団活動申請書を提出してください。新規で結成される場合は、市で審査して承認することが適当であると認めた場合、「松江市公園愛護団体承認通知書」(第2号様式)により承認します。

②愛護団体はどのような住民で構成できますか。

○自治会・町内会全体で結成

○自治会・町内会の環境部などの一部門で結成

○マンション等の管理組合で結成

○子ども会や老人クラブなどが主体となって結成

○地域住民の有志で結成

○NPO法人(当該愛護団体の所在が活動する地域にあること)など、様々な形態があります。どのような組織で結成されるのかの判断は、地域の方々にお任せします。



③年度の途中で、愛護団体の役員を変更した時や、解散する時はどうしますか。

「変更届」(第3号様式)を提出していただく必要があります。

### 3. 活動への支援について

①報償金はいくらですか。

○報償金の金額は、活動面積に応じて算出しています。

・ 1,000㎡以上の公園に対して、1年あたり50,000円です。

・ 500㎡以上1,000㎡未満の公園に対して、

1年あたり30,000円です。

・ 500㎡未満の公園に対して、1年あたり10,000円です。

②報償金の支払いの手続きはどうしたらいいですか。

年2回以上の除草、1回以上の公園施設及び遊具の点検を行っていただき、以下の報告書・写真を提出してください。除草作業は、クリーンまつえに合わせて作業を行ってもよいですし、別の日程で行ってもかまいません。必ず、年2回以上の除草をお願いします。

○年2回以上の除草・清掃の参加人数・作業内容を記載した「公園愛護活動報告書」(第4号様式)を提出してください。

○作業状況写真(年2回以上、除草・清掃箇所の作業前と作業後の写真を貼付)を提出してください。

○年1回以上の公園施設及び遊具点検の内容を記載して「公園施設点検報告書」(第5号様式)を提出してください。

※写真が無い場合にはお支払いができませんので、必ず撮影しておいてください。

※報告書は、上記の除草・清掃及び点検完了後又は2月中旬までに提出してください。

③地域のふれあいの場として「地域に愛され育まれる公園」としてもらうための、次の活動に対して予算の範囲内で支援を行いますので、「公園愛護活動支援申請書」（第6号様式）で申請してください（予算に限りがあるため、支援ができない場合もありますのでご了解ください）。

○遊具等を塗装していただく作業には、ペンキ等の資材を提供します。

○公園を整地するために必要な真砂土の提供をします。

○公園の利用促進を図るために花壇を整備して交流を図りたいなど、整備に必要な資材を提供します。但し、1公園2万円以内（1回限り）とします。また、施設整備には市の許可が必要ですのでご相談ください。また、花の苗、肥料、土の提供は花壇の整備に併せて植栽するための1回限りとします。清掃用具の提供はできません。

○資材は市で購入し、指定場所までお届けします。



## 4. 活動中の保険について

「鎌で手にケガをしてしまった」このような公園愛護活動中のケガに対しては、保険が適用されます。

- ① 加入手続きは松江市が公園愛護活動中に生じた事故に対し保険に加入していますので、事前の加入手続きの必要はありません。
- ② 保険料は市が負担しますので、保険料を支払う必要はありません。
- ③ 万一事故が発生した場合には、負傷された方の救護に努め、必要に応じて速やかに救急車を要請するなど、適切な措置を講じてください。その後、できるだけ早期に（事故発生が休日であれば次の平日で構いません）

公園緑地課公園整備係（55-5369）までご連絡ください。

活動や事故が保険の要件を満たしているかなどについて、市と保険会社が審査を行い、保険対象の要件を満たしている場合には見舞金が支払われます。

ただし、内容によっては保険の対象外となる場合があります。

### ■補償内容

賠償責任事故		傷害事故	
身体賠償	1名 1億円	死亡	500万円
	1事故 1億円	後遺障害	15万～500万円
財産賠償	1事故 1億円	入院	1日 4,500円（180日を限度）
保管物賠償	1事故 100万円	手術	1名 45,000円
		通院	1日 3,000円（90日を限度）

- ④ 対象となる代表的な事例

- ・公園愛護活動中に通行者（車）にけが（破損）させた場合（刈払機での事故も含む）
- ・不意に、たまたま、身体の外部からの作用により被ったケガなど
- ・熱中症及び熱中症で倒れた際に負った傷害
- ・活動する公園までの行き帰りに生じた事故（賠償責任事故は除く）

⑤ 対象とならない代表的な事例

- ・故意によって生じた事故
- ・通常の草刈り作業では使用しない、チェーンソーを使用した際の事故
- ・地震、洪水、津波などの自然災害を起因とする事故
- ・脳疾患、疾病、心神喪失、持病、食中毒

※公園内の急な法面のりめんや高いところについては無理のない範囲で作業をおこなってください。  
安全第一の作業をお願いします。



【お問い合わせ先】

松江市都市整備部公園緑地課

〒690-8540

松江市末次町86番地

■公園愛護の手続きに関すること

公園整備係 (0852) 55-5369

■遊具等の異常、除草の回収依頼、害虫の発見など

公園管理係 (0852) 55-5377

(FAX) (0852) 55-5676

(e-mail) kouen@city.matsue.lg.jp

※各種申請書の様式は松江市ホームページに掲載していますのでご利用ください。